

国富町立八代中学校
いじめ防止基本方針

国富町立八代中学校いじめ防止基本方針

はじめに

学校教育において、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネット上のいじめ問題など、近年、いじめは、ますます複雑化、潜在化する状況にある。

今、改めて、全ての教職員がいじめという行為や、いじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的に対応することが求められている。

こうした状況の中で、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月に「国富町いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を「国富町立八代中学校いじめ防止基本方針」として定めるものである。

もくじ

| | | |
|-----|----------------------------|----|
| 第1 | いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 | |
| 1 | いじめの定義 | 2 |
| 2 | いじめの防止等に関する基本的考え方 | 2 |
| (1) | いじめの防止 | 2 |
| (2) | いじめの早期発見 | 2 |
| (3) | いじめへの措置 | 2 |
| (4) | 地域や家庭との連携 | 2 |
| (5) | 関係機関との連携 | 3 |
| 第2 | いじめの防止等のための対策の内容に関する事項 | |
| 1 | いじめの防止等の対策のための組織 | 3 |
| 2 | 生徒が主体となったいじめの防止等の取組の推進 | 3 |
| 3 | いじめの防止等に関する措置 | 3 |
| (1) | いじめの防止 | 4 |
| (2) | 早期発見 | 4 |
| (3) | いじめに対する措置 | 5 |
| (4) | インターネット上のいじめへの対応 | 7 |
| 4 | その他の留意事項 | 7 |
| (1) | 組織的な指導体制 | 7 |
| (2) | 校内研修の充実 | 8 |
| (3) | 校務の効率化 | 8 |
| (4) | 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実 | 8 |
| (5) | 家庭や地域との連携について | 8 |
| (6) | 関係機関との連携について | 8 |
| 5 | 重大事態への対処 | 9 |
| (1) | 重大事態の発生と調査 | 9 |
| (2) | 調査結果の提供及び報告 | 10 |
| 第3 | その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項 | |
| 1 | 基本方針の点検と必要に応じた見直し | 10 |

【参考】別紙1～5

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

(いじめ防止対策推進法第2条)

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

生徒一人一人は、かけがえのない存在であり、学校はその一人一人の育ちを保障する場であることの認識に立つ。

(1) いじめの防止

ア いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、未然防止の観点からいじめを生まない土壌をつくるために継続した取組を行う。

イ 教育活動全体で、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させ、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いを尊重し合う人間関係を構築するよう留意する。

ウ いじめの背景にあるストレス等に着眼し、その改善を図る。

エ 自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指す。

オ 学校通信や学級通信を通して、家庭にいじめ問題の取組を発信し、啓発する。

(2) いじめの早期発見

ア 全ての教職員が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高める。

イ いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候でもいじめではないかという疑いをもつて的確に関わりをもつ。そして、いじめを隠したり軽視したりしない。

ウ 保護者にいじめの兆候が見られないか、留意してもらうよう啓発する。

エ いじめアンケートを月1回（いじめ・不登校対策・特別支援教育委員会があるまでに）行い、生徒の変化に気付くよう努める。

(3) いじめへの措置

ア いじめを認知した場合、直ちにいじめたとされる生徒に対して事情を確認し、適切に指導する。また、家庭や教育委員会への連絡・相談を行う。事案により関係機関との連携を図る。

イ いじめを把握した場合の対処の在り方について、職員間で共通理解を図っておく。

(4) 地域や家庭との連携

ア いじめ問題についてPTAや学校評議員と協議する機会を設ける。

イ いじめられた生徒の家庭に対して連絡・相談を行い、いじめたとされる生徒への指導や以後の対応を迅速に連絡・相談を行う。場合によっては、いじめたとされる生徒や家庭からの謝罪の場を設ける。

(5) 関係機関との連携

- ア いじめる生徒に対して指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には関係機関へ情報提供し、助言や支援を得る。
- イ 生徒に対して、法務局など学校以外の相談窓口を適切に周知する。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ・不登校対策・特別支援教育委員会」を設置し、月1回の定例会とする。ただし、いじめ事案発生の緊急時には、「いじめ対策実務委員会」を開催し、早急に対応する。また、学期に1回程度、生徒会との話し合いをもつなど、生徒の意見を積極的に取り入れていく。

いじめ・不登校対策・特別支援教育委員会（定例会）

【構成員】

全教職員

【活動】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 年間指導計画の作成・見直し
- 校内研修会の企画・立案・実施
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮生徒への支援方針決定

いじめ対策実務委員会（緊急時）

【構成員】

全教職員

【活動】

- ◎ いじめ事案発生時の対応方針決定
- 職員会議またはいじめ対策委員会の実施

2 生徒が主体となったいじめの防止等の取組の推進

- (1) 生徒会が主体となって、いじめの撲滅や命の大切さを呼びかける活動を行う。
- (2) 国富町中学生サマーサミットを通して、他校の実践に触れ、学び合いながら生徒の主体的な取組を推進する。
- (3) 生徒会が主体となって取り組んでいる「あいさつ5箇条」「言葉遣い5箇条」「ネット使用の3箇条」を斉唱するなど、全校生徒で気持ちのよい学校生活への意識を高める。

3 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止

- ア 生徒の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指す。
- 一人一人の実態に応じた「わかる授業」の展開
 - 教職員相互の授業研究会の実施
 - 教職員の言動で生徒を傷つけたり、いじめを助長したりしないよう、細心の注意を払い指導する。
- イ 日常的に生徒が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談週間を設け、生徒に寄り沿った相談体制づくりを目指す。
- 教育相談週間の設定→相談→情報の共有化を図る。
 - 「いじめ根絶週間」を設定し、標語をつくり掲示する。
 - 月1回のいじめアンケートを実施する。
- ウ 全教育活動を通して道徳教育や情報モラル教育を実施し、「いじめは絶対に許されない」という人権感覚を育むことを目指す。
- 教科や特別活動、道徳の時間等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間を設定する。
 - 全校集会等を実施し、人権について考える場をつくり、共感的人間関係を育成する。
 - 外部講師等による講演会を実施する。
- エ 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進する。
- P T A総会で学校の方針を説明する。
 - 学校通信や学級通信等を活用し、いじめの防止活動を報告する。
 - 学校公開（オープンスクール）を実施する。
 - P T A集会、家庭教育学級での保護者を対象とした研修会を開催する。

(2) いじめの早期発見

- ア いじめられた生徒、いじめた生徒が発するサインを見逃さないようにし、教職員間で情報を共有する。
- 生徒の発する具体的なサインの一覧表を作成し共有する。 **※資料3**
- イ 教育相談週間を設け、生徒が相談しやすい雰囲気づくりを目指す。
- 教育相談週間の設定
 - いじめの相談窓口（学級担任、生徒指導主事、養護教諭等）の周知
- ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての生徒を対象にアンケート調査を実施する。
- 学校独自のアンケートの実施（月一回）
 - 県下一斉のアンケートの実施（年一回）
- エ 「いじめ・不登校対策・特別支援教育委員会」において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する生徒に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図る。
- 職員会議等での情報の共有
 - 進級、進学時の情報の確実な引継
 - 過去のいじめ事例の蓄積

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 教職員は、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせる。
- いじめられている生徒や通報した生徒の身の安全の確保を最優先とした措置をとる。
- いじめの事実について、生徒指導主事等及び管理職に速やかに通報する。

イ 情報の共有

- いじめの情報を受けた生徒指導主事等が、いじめを認知した場合は全職員へ報告し、情報の共有化を図る。

ウ 事実関係についての調査

- 速やかに「いじめ対策実務委員会」を開き、調査の方針について決定する。
- 生徒の聴き取りに当たっては、学級担任・生徒指導主事のほか、生徒が話をしやすいよう担当する教職員を選任する。
- 必要な場合には、生徒へのアンケート調査を行う。この調査により得られた結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合がありますことを予め念頭に置く。調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

エ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、町教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談する。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図る。
- 事実関係が把握された時点で、「いじめ対策実務委員会」において、指導及び支援の方針を決定する。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時「いじめ対策実務委員会」で決定する。
- 「いじめ対策実務委員会」を開催して情報を共有し、全教職員で連携して組織的な対応に努める。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処する。

いじめられた生徒とその保護者への支援

【いじめられた生徒への支援】

いじめられた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた生徒の立場」で、継続的に支援する。

- ・ 安全・安心を確保する。
- ・ 心のケアを図る。
- ・ 今後の対策について、共に考える。
- ・ 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・ 温かい人間関係をつくる。

【いじめられた生徒の保護者への支援】

複数の教職員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・ じっくりと話を聞く。

- ・ 苦痛に対して精一杯の理解を本気で示す。
- ・ 親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める。

いじめた生徒への指導又はその保護者への支援

【いじめた生徒への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・ いじめの事実を確認する。
- ・ いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・ いじめられた生徒の苦痛に気付かせる。
- ・ 今後の生き方を考えさせる。
- ・ 必要がある場合は適切に懲戒を行う。
- ・ いじめられた生徒へ謝罪の気持ちを持たせ、謝罪の場を設定する。

【いじめた生徒の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・ いじめられた生徒やその保護者の心情に配慮しながら、事実を伝える。
- ・ いじめた生徒の成長につながるように教職員として指導していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・ 何か気付いたことがあれば報告してもらう。
- ・ いじめられた生徒の保護者に連絡し、保護者として謝罪してもらう。状況により、謝罪の場を設定する。

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応する。

- ・ 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・ 管理職が積極的にかかわる。
- ・ 町教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

いじめが起きた集団への働きかけ

いじめられた生徒・いじめた生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していく。

- ・ 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような生徒の育成に努める。
- ・ 自分の問題として捉えさせる。
- ・ 望ましい人間関係づくりに努める。
- ・ 自己有用感を味わうことのできる集団づくりに努める。

オ 関係機関との連携

- 校長はいじめであると認識した場合は、町教育委員会への報告を速やかに行う。
- いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめた生徒の保護者に対して、出席停止制度の活用を図るなど、状況に応じ

て町教育委員会と連携して対応する。

- 生命や身体、財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には、所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応する。

カ 継続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。いじめが「解消している」状態（「いじめに係る行為が止んでいること（3ヶ月を目安）」「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」）かどうかを日常的に観察する。

(4) インターネット上のいじめへの対応

ア ネットいじめとは

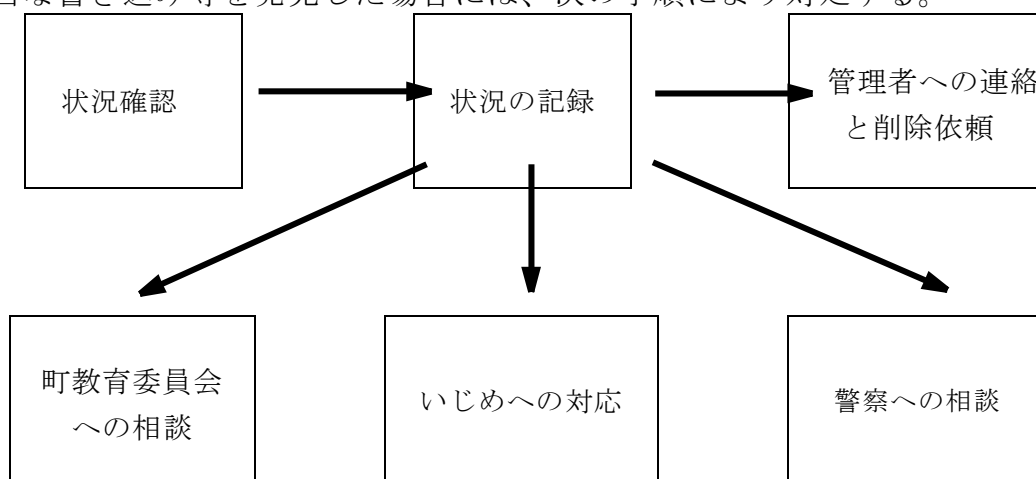
文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載することなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たる。

イ ネットいじめの予防

- フィルタリングや家庭における見守りなどについて、学級通信や学校通信等を通じて保護者への啓発を図る（家庭内ルールの作成など）。
- 教科や特別活動等における情報モラル教育の充実を図る。
- 生徒・保護者を対象とした講演会等で、ネット社会についての講話（防犯）を実施する。
- インターネット利用に関する職員研修を実施する。

ウ ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、またネットパトロールからの情報などにより、ネットいじめの把握に努める。
- 不当な書き込み等を発見した場合には、次の手順により対処する。



※ 県教育委員会の目安箱サイトの活用

4 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、「いじめ対策実務委員会」による緊急対策会議を開催し、指導

方針を立てる。職員会議または「いじめ・不登校対策・特別支援教育委員会」で適宜情報を共有し、全教職員が連携して対応にあたる。

(2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図る。また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施する。

(3) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指す。

(5) 家庭や地域との連携について

より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校評議員等、地域との連携の促進を通して、学校と家庭、地域が組織的に協働する体制を構築する。

(6) 関係機関との連携について

いじめは学校だけの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、関係機関と一体となった対応をする。

ア 教育委員会との連携

- ・ 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・ 関係機関との調整

イ 警察との連携

- ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合

ウ 福祉関係との連携

- ・ スクールソーシャルワーカーの活用（町教育委員会への依頼）
- ・ 家庭の養育に関する指導・助言
- ・ 家庭での生徒の生活、環境の状況把握

エ 医療機関との連携

- ・ 精神保健に関する相談
- ・ 精神症状についての治療、指導・助言

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

ア 重大事態の意味

- 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 高額の商品を奪い取られた場合など
- 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・ 年間の欠席が30日程度以上で状況の改善が図られない場合
 - ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断する
- 生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合。

イ 重大事態の報告

- 校長が町教育委員会に報告するとともに、町教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（教育委員会いじめ防止附属機関）に協力する。

ウ 事実関係を明確にするための調査の実施

- いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。
- 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- 民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものでなく、当該事態への発生防止を図るものである。
- 学校自身が不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢で当該調査を行う。

【いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合】

- ・ いじめられた生徒から十分に聞き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。
- ・ 事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を抑止する。
- ・ いじめられた生徒に対しては、事情や慎重を聴取し、いじめられた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

【いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合】

- ・ 生徒の入院や死亡など、聞き取りが不可能な場合は、生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・ 原則として、在籍生徒や教職員に対して質問紙調査や聞き取り調査等を行う。

(自殺の背景調査における留意事項)

- ・ 自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。
- ・ 亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経緯を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- ・ いじめがその要因として疑われる場合の背景調査には、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考する。

(2) 調査結果の提供及び報告

学校として、いじめの重大事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明する。

ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、事実関係等、その他の必要な情報を提供する。(いつ、誰から、どのような態様で行われ、どのように対応したか)

イ 関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、個人情報保護を楯に説明を怠らないようにする。

ウ 質問紙調査を実施する場合は、いじめられた生徒やその保護者に提供する場合があることを在校生やその保護者に事前に説明する。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

(1) 本基本方針の策定から3年を目途として、国や県、町の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努める。

(2) 本基本方針について、ホームページ上で公表する。